

業務対象建築物

構造計算適合性判定の対象となる建築物は下記の通りです。

- ① 延べ面積 5,000 m²以下の建築物(許容応力度等計算(ルート2)又は保有水平耐力計算(ルート3)を行ったものに限る)
- ② 国又は特定行政庁の建築する延べ面積 10,000 m²以下の建築物(許容応力度等計算(ルート2)又は保有水平耐力計算(ルート3)を行ったものに限る)

※ 上記以外の適合性判定対象となる建築物は一般財団法人日本建築センターで構造計算適合性判定をおこなっております。

※ 現在のところ、国土交通大臣が認定したプログラムにより構造計算を行った場合は、一般財団法人日本建築センターが構造計算適合性判定を行います。